

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	令和2年4月1日他			
年会費名	新生奈良研究会			
相手方	奈良新聞社			
年会費支払目的	国内外の諸情勢等の情報収集			
按分率の説明	75% (懇親会の費用を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県内外の各界専門家・有識者による後援会・研修会の開催等。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の後援会、年2回の研修会の開催等</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の企業の経営者・地方議員等</p> <p>◆効果 県議会議員として、県政にかかわる政策提言が出来る様な資料提供受けてきた。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000	会費 60,000 円×6 月/12 月	/
	合計		30,000 円 (30,000 円×75% = 22,500)	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	令和3年1月				
表題と発行部数	広報誌「スプリング」 10,000部				
対象者	一般県民				
配布方法	郵送				
発行目的	議会活動等の報告を行うとともに、県民の意見を募る				
按分率の説明	80% (政務活動以外の内容を含むため)				
内容	県議会報告 活動報告 等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	封筒代	PR美術 印刷	83,765	長3封筒 10,000枚	56
	印刷代	PR美術 印刷	422,000	10,000枚	77
	送料	日本郵便	5,880		76
	送料	日本郵便	679,119		86
	※ 合計 1,190,764円×80%充当				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

経験と実績

スプリング

小泉米造事務所：大和郡山市九条町238-4 TEL(0743) 52-5177 FAX(0743) 52-5225



県議会役職

奈良県議会がん対策推進教育連盟会長
経済労働委員会委員長
総合防災対策特別委員会委員

小泉米造

奈良県議会議員

令和三年の初春を心よりお慶び申し上げます。昨年、大相撲で久しぶりに奈良県出身力士、後勝龍が優勝して、おおいに沸き上がりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によって、これまで経験したことのない生活をしいられました。そして、イベント等が中止されるなど振り返られた1年でした。

予断を許さない新型コロナウイルスとの闘い、ワクチンが出来ても直ちに元の生活に戻ることに難しいことを考えれば、やはりそれを前提とした暮らしや仕事のあり方が求められています。すでにテレワークやオンライン会議が進められるなど世の中が大きく変化しています。

今年、コロナ対策の中で県行政を進めさせて、県民の皆様の生活に安心と希望を取り戻すため、県議会議員として奮闘したいと思います。皆様方もコロナに充分お気を付けてご活躍されますことをご祈念申し上げ新年のごあいさつと致します。

新年あけまして
おめでと
うござい
ます

奈良県の新型コロナウイルス感染症対策として総額805億3758万9千円(令和2年度4月~12月)

① 感染拡大の防止

80億9864万5千円

- 高齢者福祉施設等へのマスクや消毒液等の配付
- 感染拡大時における一斉・定期的な検査の実施

② 医療提供体制の整備

422億9993万1千円

- 入院医療機関の人工呼吸器や人工肺等の設備整備に対する補助
- 入院病床の確保に対する補助

③ 検査体制の強化

18億794万7千円

- 医療機関のPCR検査機器の整備に対する補助
- PCR検査の結果を待つ自宅待機者の家族等のための宿泊施設の確保

④ 生活に困っている世帯・個人への支援

54億1163万4千円

- 生活福祉資金貸付け原資の積み増し
- 新型コロナウイルス感染症に起因する離職者等に対し住戸を提供

⑥ 中小企業等への支援

120億6497万2千円

- 新たな制度融資の資金創設及び無利子・無保証料とした資金の貸付枠の拡大
- 「新しい生活様式」に対応する取組に補助

⑥ 社会活動の正常化・経済活動の活性化

108億1826万円

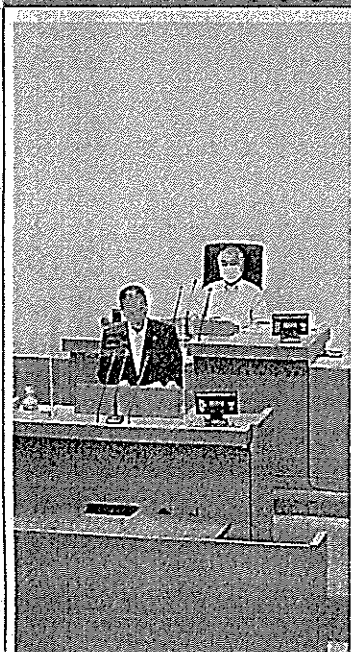
- 学校教育活動を支援する学習指導員の配置
- 県民対象の県内宿泊割引キャンペーンを実施

⑦ その他

3620万円

1年間の定例県議会での活動

自民党奈良 小泉 米造



※詳しくは奈良県公式ホームページ「奈良県議会定例会」をご覧ください。

- 6月23日、自民党奈良を代表して代表質問をしました。
- 抗体検査を活用した感染防止対策について
- 新型コロナウイルス感染症収束後の観光振興について
- 新型コロナウイルスと共存する時代の東アジア地方政府会合の今後について
- 災害時の避難所における新型コロナウイルスなどの感染症対策について
- 生活困窮者への支援について
- 臨時休校による授業の遅れへの対応について
- がんゲノム医療体制について

6月定例会
(6月18日~17月3日)



令和三年度当初予算を審議する2月議会では、予算審査特別委員会の委員長として務めました。

2月定例会
(2月26日~3月25日)

11月定例会
(11月30日~12月15日)



9月議会は、予算と決算の特別委員会が設置されましたが、令和元年度決算審査の特別委員会の委員長として務めました。

9月定例会
(9月9日~10月16日)

小泉米造 活動報告

奈良県が大和郡山市内で進めている工事現場等を調査してきました。

○スイムピア奈良での工事

まほろば健康パーク(宮室町内)の「スイムピア奈良」は、平成26年の開園以降、園内外の水泳代表チームの練習など、人気のあるプールとなっていますが、今後全国大会や国際大会の開催が出来るように、50m屋外プールの観客席増設や屋根の整備、控室、トイレ等の設置工事が行われています。

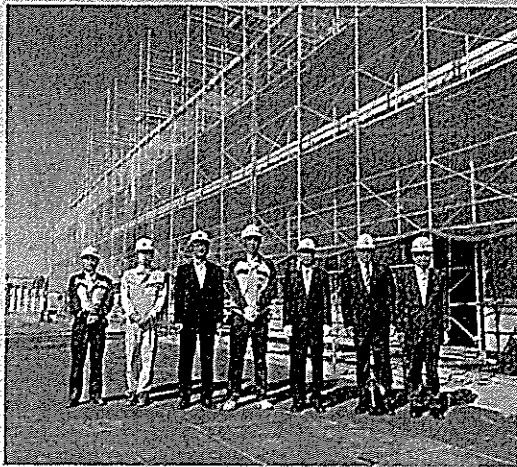
工事費 9億5920万円

工事内容 観音根 北設置から東・西・南に新設

控室 3室

トイレ 4ヶ所

完成日 令和3年6月18日



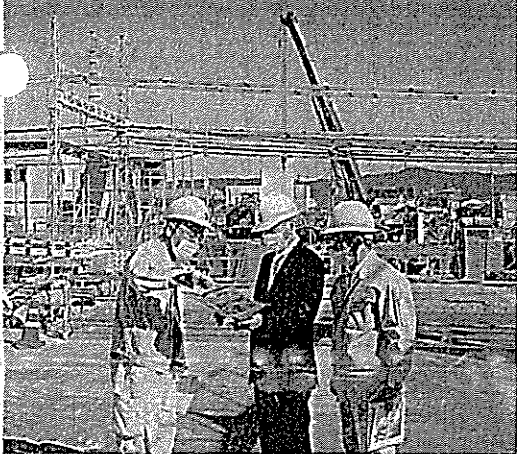
○城廻り線

踏切道立体交差工事

やまと郡山城ホールの北側道路は、都市計画道路城廻り線です。平成25年8月より工事が始まっていますが、令和元年12月より近鉄橿原線の踏切道立体交差(アンダーパス)工事中です。昨年は土留矢板打の工事で、近隣住民の皆様方には騒音、振動等で大変ご迷惑をおかけしましたが、ご協力に感謝致します。

立体交差費用 30億4610万円

アンダーパスの工事完成日 令和5年3月



○災害時に対応する

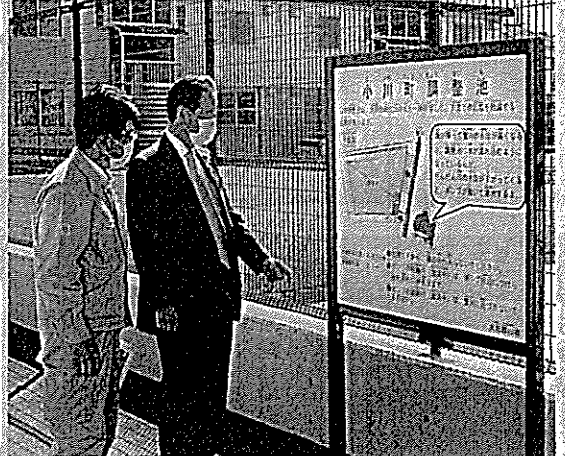
貯留施設が出来ました

大和川流域の家屋浸水被害をなくすため、新たに遊水地を全県下で39ヶ所、47万トン程度の雨水をためることが出来る計画をされていますが、先行して市内の盤川沿い(小川町内、市有地)で調整池が昨年7月に完成しました。現在は、大和郡山市が管理・運営されています。

貯留量 3,270m

総事業費 1億8900万円

完成日 令和2年7月



小川町調整池

この調整池は、大雨の時に盤川の水位が高くなると、調整池に水が流れ込み一時貯留して、下流での氾濫を軽減する役割があります。だんだん川の水位が下がってくると、ポンプが作動して排水します。

○がん対策推進議員連盟

の活動

昨年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年行われていたイベントは中止されていましたが、がんに関係する令和3年度予算要望を11月30日に知事に提出しました。また、勉強会をさせて頂きました。

6月29日(月)、県議会運営委員会室に於いて、畿央大学人間環境デザイン学科の村田浩子先生から「乳がん術後の入浴におけるQOL向上のための入浴に関する研究」について報告をしていただきました。その後、がん推進役員との意見交換をしました。

10/5 大和郡山にリニアを!



36市町村長が会員、22名の県会議員が顧問で構成されている「奈良県にリニアを」の会、第7回総会を10月5日(月)、やまと郡山城ホールで行われました。地元県会議員を代表して挨拶をしました。

11/3 大和郡山市表彰式



第67回大和郡山市表彰式が、11月3日(文化の日)に行われ、当日は64の個人、団体の方々が受賞されました。地元県議員を代表して祝辞を述べさせていただきました。

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	令和2年4月3日				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% (後援会等の記載があるため)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員活動報告 ・ 県民への意見募集 ・ 議員のプロフィール等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	リース代	奈良新聞コミュニケーションズ	月 16,200	月定額	2,9,18, 25,37,45 54,64,74 84,97,104
	※50%充当 月 16,200×50%=8,100 円				
備考	ホームページアドレス : https://www.koizumi-yonezo.jp/ 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注 文 書

(お客様控)

№ 03129

注文日 2015年 7 月 / 日

(注文者)

住 所 〒 639-1001

大和郡山形九条町 238-4

会社名

小泉米造事務所

(納入者)



Nara Shimbun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ

〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4

TEL: 0742(35)2322 FAX: 0742(35)2346

www.nara-np.com

TEL 0743 (52) 5177

FAX 0743 (52) 5225

商 品 名	型 番	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
ポロケツクンツシム		1	式		
リ ー ス 契 約 期 間	48	ヶ月		現金価格小計(税抜)	
月 額 リ ー ス 料 (税 抜)	15000	円		消 費 税 (%)	
月 額 リ ー ス 料 (税 込)	16200	円		現金価格合計(税込)	
前払リース料(税込)		ヶ月分		円	

納入予定日	年 月 日
納入先	
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	リース・現金・振込・集金 その他(ビツ初ロ-ン)
信販会社	

月 額 費 明 細	金 額 (円)
消 費 税 (%)	
月 額 費 合 計	

役員	部長	課長	担当者

契約事項

注文者(以下、甲という)と納入者(以下、乙という)とは、甲乙間のコミュニケーションシステム等の制作(以下「本業務」という)に関する取引について、以下のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条(目的)

本契約は、甲が乙に対して発注する本業務に関する取引について、その基本条件を定めたもので、契約の履行に当たっては、甲、乙ともに信義に則り誠実にこれを履行するものとします。

第2条(業務内容)

乙が甲に提供する業務は下記の通りとします。

1. 甲より与えられた原稿・資料(写真・パンフレット・チラシ等)やヒアリング情報に基づく、WEBサイトの企画・設計、デザイン、(X)HTML制作、コミュニケーションシステム(データベース連動コンテンツ管理システム)等の導入

2. 既存の写真・画像等のスキャン(デジタル化)

※1サイトあたりの土壌:20枚

3. 紙データ(原稿・資料)のデジタル化

※1ページあたりの上限:800文字

4. メールフォームの設置

(携帯コミュニケーションシステムは除く)

※1サイトにつき1つ

5. メールアカウントの発行

(携帯コミュニケーションシステムは除く)

※1サイトあたりの上限:10アカウント

6. レンタルサーバ

(携帯コミュニケーションシステムは除く)

※1サイトあたりの上限:100MB

上記はコミュニケーションシステム内での提供内容とし、以下に定める内容(オプション)については有料とし、別途見積りの上で相談をさせていただきます。

- (1)掲載文章の作成(ライティング)
- (2)掲載文章の変更、追加
- (3)掲載写真の撮影
- (4)掲載写真の変更、追加
- (5)デザイン・レイアウトの変更、追加
- (6)新規ページの追加
- (7)イラスト・似顔絵作成
- (8)PCグラフィックデザイン
- (9)コピーライティング
- (10)システム、プログラム(CGI・PHP等)の開発及び設置

- (11)リッチメディア(FLASH・動画等)の作成

- (12)独自メニューの取得

- (13)公開後のページ更新、追加、修正、削除

- (14)更新システムへの代行入力

- (15)メールアドレスの追加発行

- (16)サーバ容量の追加

- (17)パソコン等の接続及び初期設定

- (18)インターネットの接続

- (19)メールアカウントの初期設定

尚、上記プラン以外または定めのないものについては別途契約とします。

第3条(デザインに関する取決)

1. 提出するデザインは、トップページ(第一階層)と第二階層、第三階層、それぞれ2案を原則とします。
2. 甲が了承したデザインに関して、後に変更を希望する場合には、乙は別途料金を加算するものとします。
3. 変更業務が生じた場合、乙は制作期間を延長することができるものとします。

第4条(制作途中の解約とその費用)

1. 本契約の申込後の取消や修正については、乙が申込を受け付け、本業務に着手した後は原則として行えないものとします。ただし、正当な理由で甲が契約を希望する場合は、その理由を速やかに乙に対して通知し承諾を得なければならないものとし、制作途中までの費用を乙に対し支払わなければならないものとします。

2. 乙の都合により、事由を問わず契約を途中で解約出来るものとします。その場合の制作料金は発生しないものとします。
3. 制作完了後の返品・キャンセルは一切出来ないものとします。
4. 制作途中の解約による規定損害金については、以下各号について定めるものとします。

(1) 甲が乙の制作者と打合せ後、甲の申し出によりキャンセルする場合、乙は第5条1項に定める申込金を返金しないものとします。

(2) 甲が乙による制作開始後に甲の取消を行う場合は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払わなければならないものとします。

(3) 本契約の失効後においても、第4条4項(2)はその効力を有するものとし、甲に対する乙の規定損害金請求権の行使を妨げないものとします。

第5条(契約費用の支払時期及び方法)

1. 甲は、本契約締結後、締結後1週間以内で申込金を支払うものとします。

2. 乙は申込金の受領をもって制作業務に着手するものとします。

3. 甲は、本契約に係る代金を、成果物納入時に受領される動作確認完了後、遅滞なく乙所定の方法で支払うものとします。以下各号についても定めるものとします。

(1) 消費税及び支払いに関する手数料は、甲の負担とします。

(2) 甲の支払方法が、乙が指定した信販会社を利用する場合、信販会社の規定に基づき信販会社との契約及び支払いを行うものとします。乙は、甲と信販会社の契約後、その契約に関して関与しないものとします。

(3) 乙の業務開始後、甲の要求により、第2条1項~6項に定める業務以外の追加作業が発生する場合、当該作業に係る費用を別途請求できるものとします。

(4) 成果物納入前であっても、WEBサイト及びメールサーバの稼働を必要とする場合、甲は当月よりレンタルサーバ契約等に係る費用を支払うものとします。

(5) 甲がこの要請を拒否したときは、乙は甲に代わって要請された代金を請求することができるものとします。

第6条(甲の役割分担)

甲は本業務の遂行に当たり、次の各号に定める役割を分担するものとします。

1. 全WEBサイト制作に必要な原稿・資料等の提出

2. 乙から要請された制作打合せへの参加

3. 乙から要請された中間成果物の確認作業

4. その他、本契約で定める各事項及び乙が要請した作業への協力

第7条(成果物の納品)

1. 乙が甲に成果物の納品を行う前に、甲はインターネット上に成果物の確認をするものとします。成果物確認依頼の案内は、乙がEメール等の手段によって甲に通知するものとします。

2. 甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかにその内容の確認を行うものとします。

3. 甲からの乙への確認通知は、上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行うものとします。

4. 確認依頼通知を受領後3日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により成果物の内容が承認されたものとします。

5. 甲の確認通知を乙が受領後、インターネット上の所定のアドレスで公開し、成果物としてCD等のメディアにて納品するものとします。

第8条(成果物の返品・再作成)

1. 成果物の返品・再作成については、乙の責に帰するもの以外は受付をしないものとし、乙の責に帰するものについては、乙の負担にて再作成を行うものとします。

2. 甲の誤入力や誤記に起因する間違いについては、再作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は甲に乙所定の料金を請求できるものとします。

3. デジタルデータ化された画像の色相や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるものとします。

第9条(品質保証)

乙は成果物の納品前に表示および動作確認を行うものとします。保証する表示および動作確認は別途仕様書に記載するものとします。

第10条(著作権)

1. 成果物及びコミュニケーションシステムの著作権は乙に帰属し、甲は乙より、成果物及びコミュニケーションシステムのライセンス使用権を得るものとします。ただし、既存プログラム等を利用する場合、その著作権はプログラム作成者(会社・個人)に帰属し、甲はそれらライセンス使用権を得るものとします。

2. 乙が甲に納品するのは完成物(X)HTML、GIF、JPG、

ラウドファイル等のみとなり、制作時のデザインファイル(Photoshop、Illustrator、Fireworksファイル等)やコミュニケーションシステム、プログラム(お問い合わせフォーム、ショッピングカート等)は譲渡しないものとします。

3. 甲は成果物を販売、レンタル、リース、貸与、再許諾、複製またはその他の方法で再頒布しないものとします。

第11条(禁止事項)

乙は、次のいずれかに該当した時(またはその恐れのある時)は甲の依頼を承認しない場合があるものとします。

1. 作成依頼内容に、虚偽の記載があったとき
2. 詐称や偽記事の掲載依頼があったとき
3. 非合法あるいは不適切と判断されたとき
4. その他乙が契約にあたり不適切と判断したとき

乙は、契約後であっても甲が前項の何らかに該当することが判明した場合、契約を取り消すことができ、その時点までに要した代金を甲に請求出来るものとします。

第12条(個人情報の保護)

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならないこととします。

第13条(機密保持)

甲および乙は、本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後においても第三者に開示してはならないこととします。

第14条(責任制限)

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとします。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わないものとします。

第15条(免責)

いかなる当事者もストライク、暴動、火災、爆発、天災、戦争、政府の行為、予期を超えたコンピュータウイルスの発生もしくはその他当事者のコントロールを超えた原因により生じた契約不履行もしくは契約履行遅延に関して責任を負わないものとします。

第16条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙双方同意をもって協議し、円滑な解決を図るものとします。


令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 小泉 米造

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 大和郡山市九条町 238-4 電話 0743-52-5177 延べ床面積 223.57 m ²
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 ()) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 223.57 m ² (a) うち政務活動使用面積 223.57 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 223.57 / 223.57 → 按分率 1 / 1
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方: 面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1 / 1 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同じ)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建 物 賃 貸 借 契 約

賃貸人  を甲とし、賃借人 小泉米造 を乙として、両当事者間において、つぎのとおり建物の賃貸借契約を締結した。

(使用目的)

第1条 甲はその所有に係る次の建物を小泉米造事務所として使用する目的で乙に賃貸し、その使用をさせることを約し、乙はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

大和郡山市九条町238-4

建物： 木造瓦葺2階建

床面積： 1階 137.76平米
2階 85.81平米

(公租公課)

第2条 前条の建物の租税その他の公課は甲が負担する。

(賃料)

第3条 前条の建物賃料は、1ヶ月金70,000円とし、毎月末日限り乙が甲の指定する金融機関に振込するものとする。

(期間)

第4条 この賃貸借契約の存続期間は、2019年1月から2023年5月迄とする。ただし、期間満了のときは、甲乙協議の上更新することができる。

(解除)

第5条 甲は、乙が3ヶ月以上の賃料の支払いを怠ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。又、乙に諸事情が生じた時には甲・乙協議の上解除することができる。

(土地建物の保守)

第6条 第1条の建物の維持改良については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害の賠償)

第7条 乙がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定に関わらず、甲に対し、その受けた損害を賠償しなければならない。

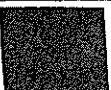
(契約の終了)

第8条 この契約終了の場合、乙は直ちに第1条の建物を甲に明け渡すものとする。前項の明け渡しが遅延した場合は、乙は賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2018年10月15日

甲 (貸主)

乙 (借主)

小泉米造 

駐車場賃貸借契約書

貸主 木野邦之助 (以下甲という) と借主 小泉米造 (以下乙という) とは、甲が所有する駐車場 (以下駐車場という) の賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し次の場所の駐車場を貸与し、乙はこれを借り受け賃貸料を支払うものとする。

所在地 大和郡山市九条町239-1

駐車枠番号 5. 6. 15. 16. 17

第2条 本契約の賃貸借期間は平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの2ケ年間とする。但契約期間満了に際し、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合には、さらに契約期間は2ケ年を単位として継続する。

第3条 契約は、月極契約とする。

第4条 賃貸料は 巻 につき 巻ヶ月あたり金 7,500 円 (消費税込み) とし、乙は 前月27日までに、翌月分賃料 を甲の下記銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

銀行名 南都銀行

口座番号

口座名 木野邦之助

第5条 乙は甲に対し、保証金として本契約締結と同時に
金. 貳万 円を差し入れるものとする。

② 保証金には、利息を付せず、甲は本契約終了後に乙が本件
駐車場を甲に明け渡し完了後、壹ヶ月以内に甲の損害金あ
れば、これを控除した後、乙に返還するものとする。尚乙
の保証金返還請求権は、他に譲渡もしくは担保として差し
入れることは出来ないものとする。

第6条 乙は、駐車場を契約車両の置き場としてのみ使用するもの
とし、他の目的に使用してはならない。

第7条 乙は甲が定める駐車場使用規定を遵守しなければならない。

- 1、自動車を駐車させるときは、他車の邪魔にならないよ
うに整然と駐車させること。また駐車場内では低速で安全
な運転を心がけ、他の自動車並びに駐車場設備等を破損し
たり傷つけたりなど一切ないようにしなければならない。
- 2、この契約に基く権利を他に譲渡したり、名目の如何を問わ
ず他に使用させてはならない。
- 3、駐車場内に物品を置くなど、他の目的に使用しないことは
勿論、自動車本体のガソリンタンク内のガソリンを除き、
自動車内に爆発物、引火物、その他の危険物並びに法令に
より所持を禁じられている物を保管してはならない。

第8条 甲は天災、火災その他いかなる車両の事故、盗難、紛失等
についても一切その責を負わない。また、乙の駐車すべき
場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断も
しくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合にお
いても甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負
わないものとする。



第9条 乙或はその関係者が故意又は過失によって駐車場の付帯設備、又は他の駐車車両に損害を与えたときは乙はこれをすみやかに損害賠償しなければならない。

第10条 甲が、第2条の契約期間が過ぎ、本件土地を使用する必要が生じた場合には、乙は、甲の請求後、六ヶ月以内に本件駐車場を甲に対し、明け渡さなければならない。

② 前項の場合、乙は、甲に対し保証金の返還を除き、他に如何なる請求もしないものとする。

第11条 甲は乙が下記の事項のうち各項目でも該当するときは甲は何等の通知催告なくして直ちに本契約を解除する事ができる。

- (1) 各ヶ月分以上の賃料の支払を遅滞したとき。
- (2) 乙が破産、和議、会社更生、任意整理等の申し立てをなし、あるいは申し立てを受け、もしくはこれらの手続きを開始したとき。
- (3) 何等の通知なく各ヶ月以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 本契約の条項のうち各項目でも違反したとき。

第12条 本契約期間中であっても法令の定める事由又は経済情勢の変動、公租、公課その他の負担の増加等賃料増額を必要とする情勢が生じた事により甲から賃料の改訂を申し出た場合は乙はこれに応ずるものとする。

第13条 乙は、本契約終了後直ちに本駐車契約車両を撤去し、現状に復しなければならない。

② 前項に違反した場合は、乙は甲に対し、本契約終了後明渡しまでの間、本契約賃貸料の参倍の金員を、損害金とし支払わなければならない。尚、乙が、本契約終了後も自動車を残置する時は、甲は乙の費用でこれを適宜処分することができる。

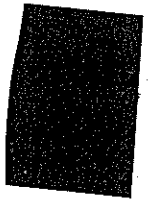
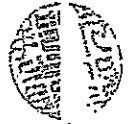
第14条 甲から乙への通知は、本契約締結により乙から甲に通知してある住所宛に発信すれば足りるものとする。

第15条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を、第1審の管轄裁判所とする。

第16条 その他協議すべき事項の生じた場合は、甲乙において誠意をもって話し合いのうえ解決にあたるものとする。

第17条 【特約事項】

乙が本契約を解約しようとする場合、解約月の賃料は日割り計算をしない。



本契約を証するため本書式通を作成し、各自署名捺印のうえ、甲乙各壹通を保有する。

平成 27 年 4 月 27 日

甲 (貸し主)

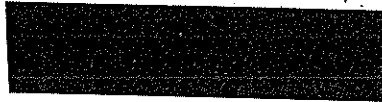
住所 大和郡山市塩町七番地

氏名

木野邦之助



電話



乙 (借り主)

住所



氏名

小泉 米造



電話

